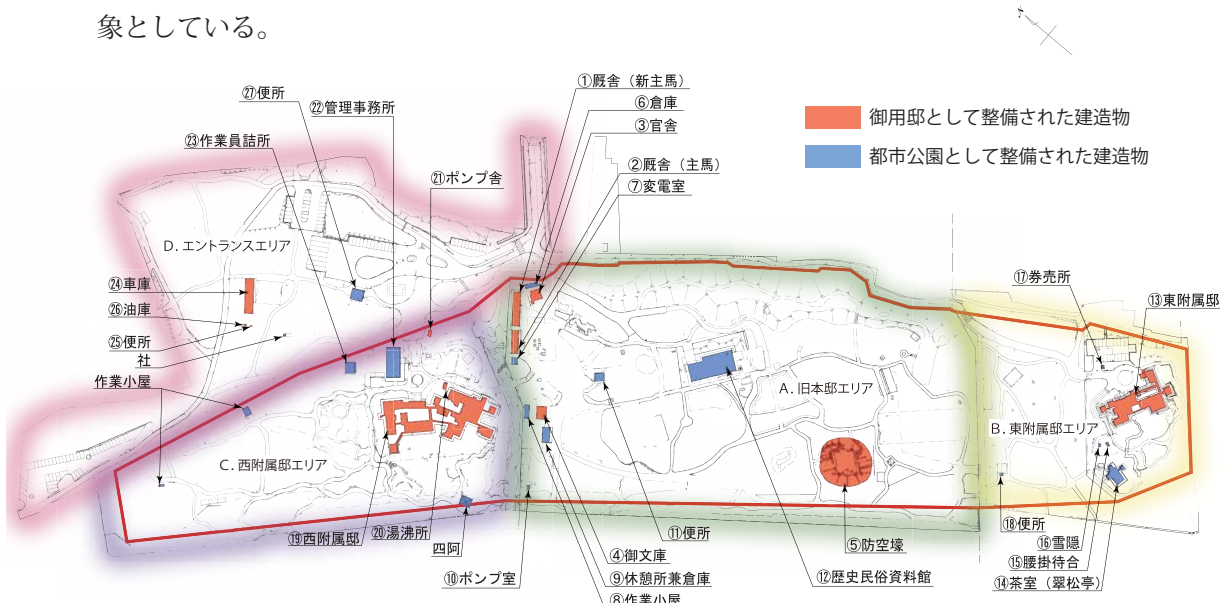


第3項 建造物・構造物等

旧沼津御用邸苑地の本質的価値である御用邸時代の建造物及び構造物等について、現状と課題を整理する。一体的に管理していることから、都市公園として整備された建造物及び構造物等についても言及する。

(1) 現状

指定範囲内外に関わらず、[図 4-6] 建造物の配置図と [表 4-3] 建造物の概要を整理した。どちらも御用邸もしくは都市公園として整備された建造物のうち、現存するもののすべてを対象としている。



[図 4-6] 建造物の配置

[表 4-3] 建造物の概要

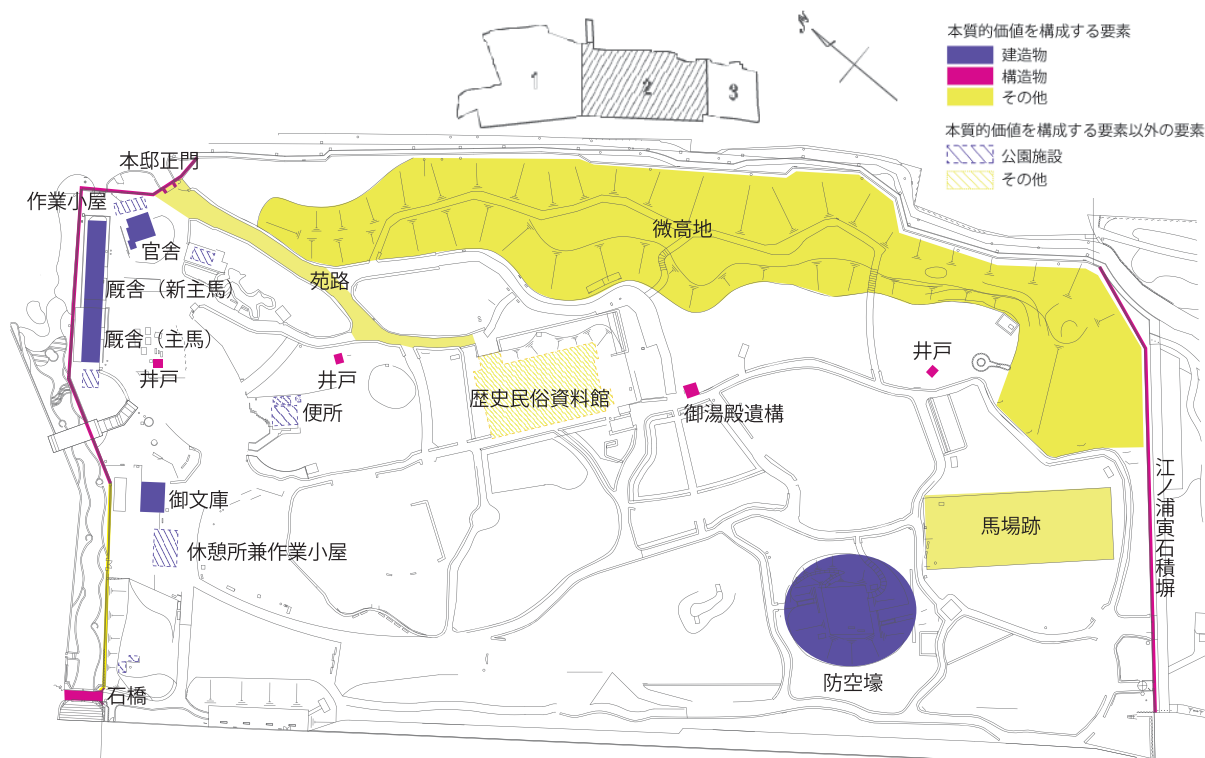
建物番号	建物名	延床面積	建築年度	改修年度	構造
A. 旧本邸エリア					
①	厩舎（新主馬）	128.91	M29	H15	平屋 木造瓦葺
②	厩舎（主馬）	89.24	M31	H8	平屋 木造瓦葺
③	官舎	73.54	M26	H25	平屋 木造瓦葺
④	御文庫	60.60	M29	H18	平屋 木造瓦葺
⑤	防空壕	61.99	S16	—	RC造
⑥	倉庫	33.94	S45	—	木造
⑦	変電室	21.00	S46	—	CB造
⑧	作業小屋	42.00	H20	—	木造
⑨	休憩所兼倉庫	67.40	H19	—	木造
⑩	ポンプ室	9.91	S46	—	CB造
⑪	便所	39.75	S59	—	木造
⑫	歴史民俗資料館	904.70	S48	—	RC造
B. 東附属邸エリア					
⑬	東附属邸	605.88	M36	S46、 H10	平屋 木造瓦葺
⑭	茶室（翠松亭）	110.48	H9	—	木造
C. 西附属邸エリア					
⑰	西附属邸	1253.92	M38	S46、 H7	一部2階建 木造瓦葺
⑱	湯沸所	15.24	M41	H7	平屋 石造ルート葺
⑲	ポンプ舎	9.91	S12	—	平屋 木造瓦葺
⑳	管理事務所	275.29	H6	—	木造
㉑	作業員詰所	59.49	H17	—	平屋 木造瓦葺
D. エントランスエリア					
㉒	車庫	146.93	T9	H6	木造
㉓	便所	1.65	T11	—	木造
㉔	油庫	3.70	T9	—	石造
㉕	便所	36.72	H7	—	木造

建築年度：31295 管理部管理課「国有財産台帳」
延床面積：昭和38年11月総理府技官調製建物図

現存する御用邸時代の建造物

A. 旧本邸エリア

本邸が位置し、沼津御用邸の中心であった。本邸は空襲により焼失してしまったが、厩舎や防空壕、本邸正門や馬場跡などが現存している。また、本邸の跡地には歴史民俗資料館を設置している。



[図4-7] 旧本邸エリア範囲図

● 本質的価値を構成する要素

【建築物】

- ・厩舎(主馬) 明治31年(1898)に8頭立厩舎として建てられた。平成8年度に改修を行い、喫茶室として活用している。皇居をはじめ、各地の皇室施設にあった厩舎で唯一現存する明治期の貴重な歴史的建造物である。
- ・厩舎(新主馬) 明治29年(1896)に7頭立厩舎として建てられ、明治33年(1900)には5頭立厩舎を増築し12頭立とした。平成8年度に改修を行い、多目的ホールとして活用している。
- ・官舎 明治26年(1893)に建てられた。平成25年度に改修を行い、そば処として活用している。
- ・御文庫 明治26年(1893)に什器や装飾用具の収納施設として建てられた。平成18年度に改修を行い、倉庫として使用している。
- ・防空壕 昭和16年(1941)に建てられた。築山状の直径約30m、高さ約4mの巨大なもの、直径約10m、高さ約1mの小さいものがある。非公開としているが、防空壕上は展望地点として機能している。



[写真 4-17] 厩舎 (主馬)



[写真 4-18] 厩舎 (新主馬)



[写真 4-19] 官舎



[写真 4-20] 御文庫



[写真 4-21] 防空壕 (大)



[写真 4-22] 防空壕 (小)

【構造物】

- ・ **本邸正門** 施工時の図面から明治39年（1964）3月8日に起工、明治39年（1964）8月8日に竣工したことが確認できる。鉄製の門扉は、宮内省に保管されていたものを沼津御用邸へ運搬して使用しており、門扉と同時に左右の石積塀の工事を実施している。鉄製の門扉と両脇の石積塀は御用邸時代の原型を留めている。
- ・ **御湯殿遺構** 屋外に展示している。コンクリートから内部の鉄筋が露出している。
- ・ **江ノ浦寅石積塀** 苑地から南東側に位置する江ノ浦で採石される凝灰質の砂岩を使用している。本邸跡地北側の塀は、平成10年度に行われた東附属邸連絡園路整備工事に伴い、御用邸時代の塀は約295mにわたり撤去され、再整備されたものである。馬場跡南側は高さ約2.5mで、苑地側に3m間隔で階段状の控え壁が設置されている。
- ・ **石橋** 大正11年頃に旧本邸エリアと西附属邸エリアをつなぐために設置された。後年、橋下部はボックスカルバートによる改修が行われている。



[写真 4-23] 本邸正門



[写真 4-24] 御湯殿遺構



[写真 4-25] 江ノ浦寅石積塀



[写真 4-26] 石橋

【その他】

- ・**苑路** 本邸正門から本邸跡地へと続く苑路は、御用邸時代の地割を継承している。舗装は、土舗装へと変化し、縁石により植栽帯と区切られている。歴史民俗資料館の前には御用邸時代の車廻しが残っており、アカマツが植栽されている。
- ・**微高地** 北側の石積塀に沿って丘状の地形が連続している。御用邸時代の資料にも見られることから、当時の地形が継承されていると考えられる。この地区は、立入禁止としている。
- ・**馬場跡** 周囲を松林に囲まれた芝生地が広がる空間となっている。



[写真 4-27] 本邸正門から本邸跡地への苑路



[写真 4-28] 本邸跡地



[写真 4-29] 微高地



[写真 4-30] 馬場跡

●本質的価値を構成する要素以外の要素

【公園施設】

- ・変電室 昭和46年(1971)に建てられた。厩舎の隣に位置し、コンクリートの外壁を茶色く塗装している。
- ・休憩室兼倉庫 平成19年(2007)に建てられた。隣に位置する御文庫に似せた意匠となっている。職員の作業所として使用している。
- ・ポンプ室 昭和46年(1971)に建てられた。松と柵に囲まれ、苑路からはほとんど見えない。



[写真 4-31] 変電室



[写真 4-32] 休憩室兼倉庫



[写真 4-33] ポンプ室



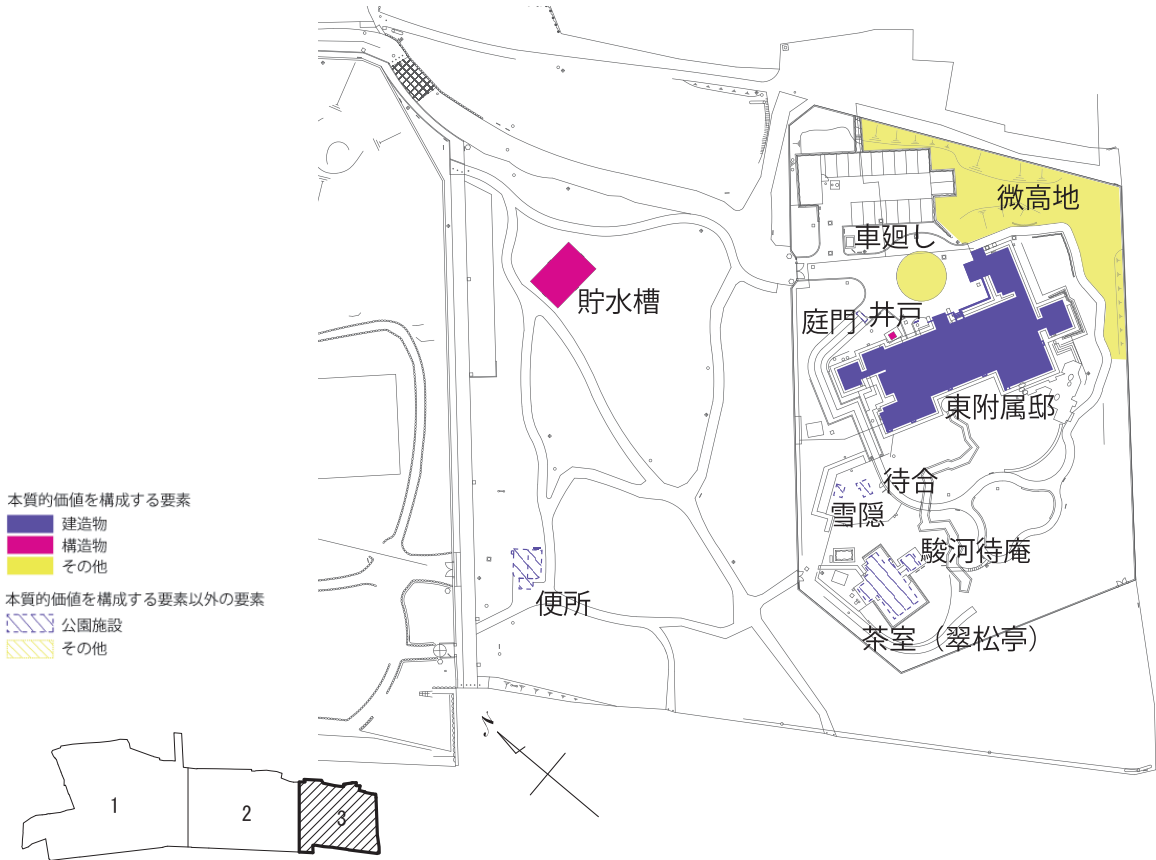
[写真 4-34] 歴史民俗資料館

【その他】

- ・歴史民俗資料館 昭和48年(1973)に建てられた。国指定重要有形民俗文化財「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」を常設展示し、年に1～2回企画展を開催している。焼失した本邸跡地のほぼ中央に位置し、建物は老朽化が進んでいる。

B. 東附属邸エリア

学問所として設置された東附属邸を中心とする。東附属邸は、沼津御用邸記念公園の整備の一環として改修が行われた。その際、茶室（翠松亭）や庭園が整備され、一体的に貸室として活用されている。



[図 4-8] 東附属邸エリア範囲図

● 本質的価値を構成する要素

【建築物】

- ・東附属邸 明治33年（1900）に赤坂離宮東宮大夫官舎を移築し、学問所として設置された。平成8年度に改修を行い、貸会議室として活用している。伝統的な木造空間の魅力を存続させるとともに、湯沸室や水屋機能の充実を図るなど利用者サービスに応じた施設・設備を整備し、極力原型に忠実な改修を行った。



[写真 4-35] 東附属邸 御車寄



[写真 4-36] 東附属邸

【構造物】

- ・貯水槽 昭和16年(1941)に防空壕と同時期に火災に備えて整備された。周囲には侵入防止柵が設置され、水を湛えている。



[写真 4-37] 貯水槽

【その他】

- ・苑路 東附属邸の前には御用邸時代の車廻しが残っており、小松が植栽されている。
- ・微高地 東附属邸を移築する際に、築山が原因で御車寄せの配置を変更していることから御用邸時代以前からの地形であると考えられる。竹林となっている。



[写真 4-38] 車廻し



[写真 4-39] 微高地

- 本質的価値を構成する要素以外の要素

【公園施設】

- ・茶室(翠松亭) 平成8年度の東附属邸の改修と同時期に整備している。一体的に整備された駿河待庵、待合、雪隠を含め老朽化が進んでいる。



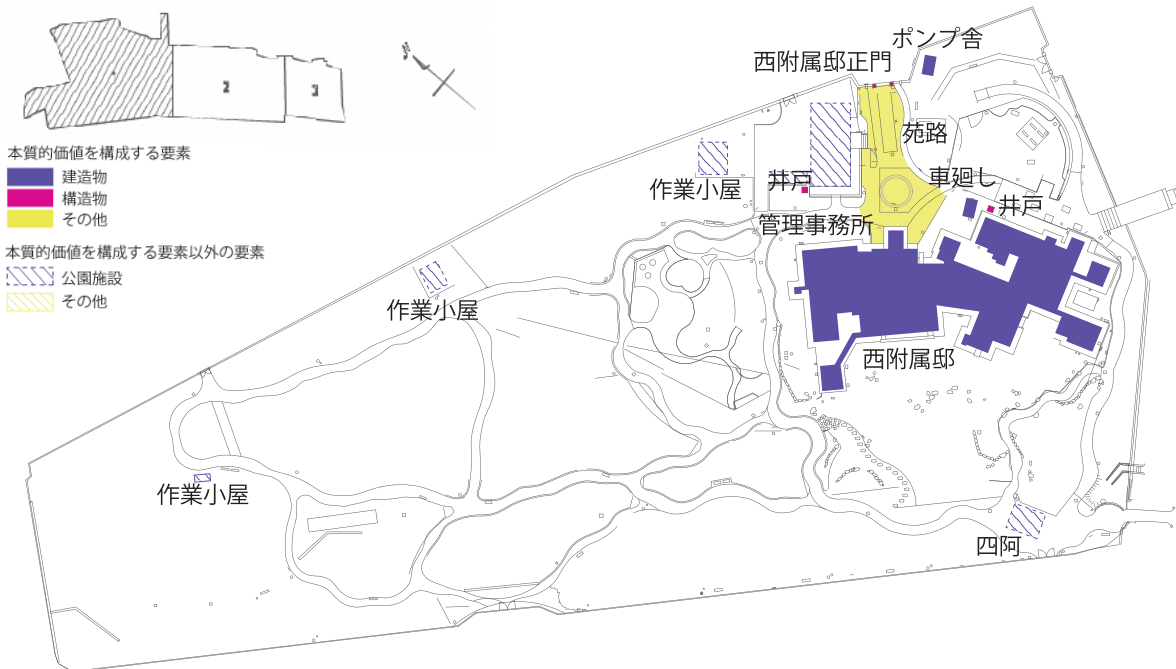
[写真 4-40] 茶室(翠松亭)



[写真 4-41] 駿河待庵

C. 西附属邸エリア

三親王用の御用邸として設置された西附属邸を中心とする。西附属邸は、沼津御用邸記念公園の整備の一環として改修が行われた。その際、管理事務所や梅園が整備されている。西附属邸内は御用邸時代の家具や調度品を展示するなど、見学施設として活用されている。



[図 4-9] 西附属邸エリア範囲図

● 本質的価値を構成する要素

【建 造 物】

- ・ **西附属邸** 明治 38 年（1905）に川村純義の別邸を買い取り、明治 39 年（1906）に御所内の賢所附属建物を移築・増築して設置された。平成 5～7 年に改修を行い、展示施設として活用している。建物外周部の劣化が進行し、特に瓦の劣化が著しく漏水箇所が随所にみられ、内部損傷の大きな原因となっていた。部屋割り、素材、デザイン、様式、装飾等極力原型に忠実な改修を行った。多くの来園者が入場することから内部の老朽化が進んでいる。
- ・ **湯沸所** 明治 41 年（1908）に建てられ、西附属邸と同時期に改修している。現在は使用しておらず、内部は公開していない。
- ・ **ポンプ舎** 昭和 12 年（1937）に建てられた。改修の記録は確認できない。現在は使用しておらず、内部は公開していない。

【構 造 物】

- ・ **西附属邸正門** 明治 41 年（1908）西附属邸御車寄増築とともに整備されたと推測される。石積の門柱に木製の扉が取り付けられている。



〔写真 4-42〕 西付属邸



〔写真 4-43〕 湯沸所



〔写真 4-44〕 ポンプ舎



〔写真 4-45〕 西付属邸正門

【その他】

- ・苑路 西付属邸正門から直線に伸びている。西付属邸玄関の前には車廻しが残っており、ソテツが植栽されている。



〔写真 4-46〕 西付属邸正門から西付属邸への苑路



〔写真 4-47〕 車廻し

- 本質的価値を構成する要素以外の要素

【公園施設】

- ・ 管理事務所 平成6年（1994）に西附属邸の西附属邸の改修と同時期に整備された。受付を兼ねた事務所や売店としても活用している。
- ・ 四阿 駿河湾の眺望を望むことのできる休憩スポットとして活用されている。



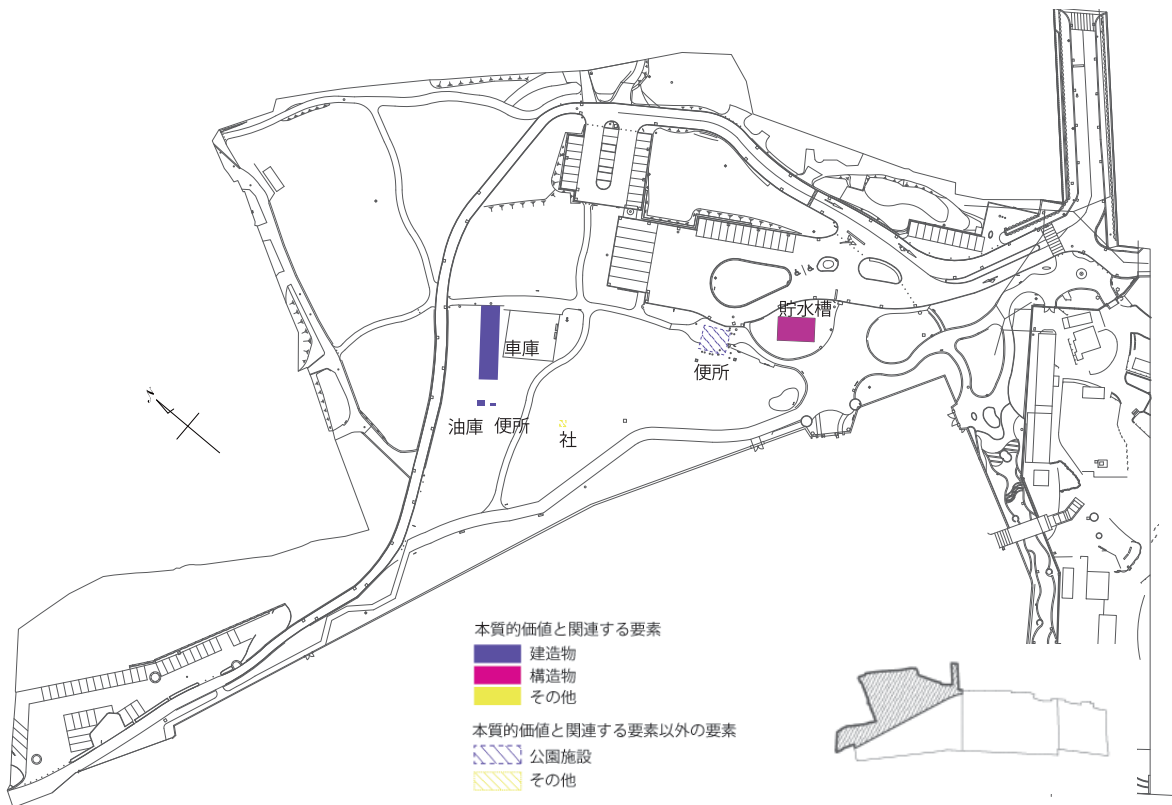
[写真 4-48] 管理事務所



[写真 4-49] 四阿

D. エントランスエリア

御用邸時代の車庫や油庫が現存している。堀外ではあるものの、沼津御用邸の敷地として一体的に利用されていた。沼津御用邸記念公園の駐車場として使用している。



[図 4-10] エントランスエリア範囲図

●本質的価値と関連する要素

【建 造 物】

- ・車庫 大正9年(1920)に建てられた。平成6年度に改修を行い、倉庫として使用している。
- ・便所、油庫 油庫は大正9年(1920)、便所は大正11年(1922)に建てられた。現在は使用されておらず、破損が見られる。



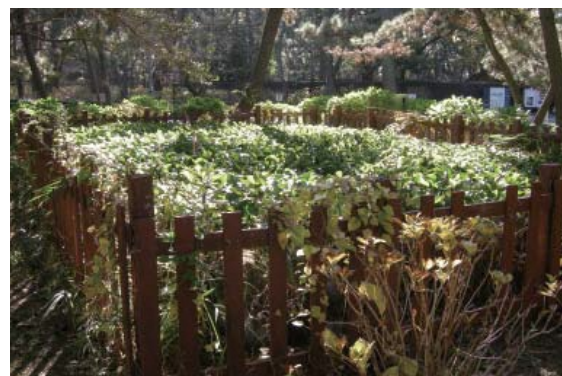
[写真 4-50] 車庫



[写真 4-51] 便所・油庫

【構 造 物】

- ・貯水槽 昭和16年(1941)に火災に備えて整備された。周囲には侵入防止柵が設置されている。植物が繁茂しており、水面は確認できない。



[写真 4-52] 貯水槽

E. 海浜エリア

防潮堤を遊歩道として活用している。またエントランスエリアと海岸を繋ぐ通路も整備されている。遊歩道と苑地はフェンスにより隔たれている。

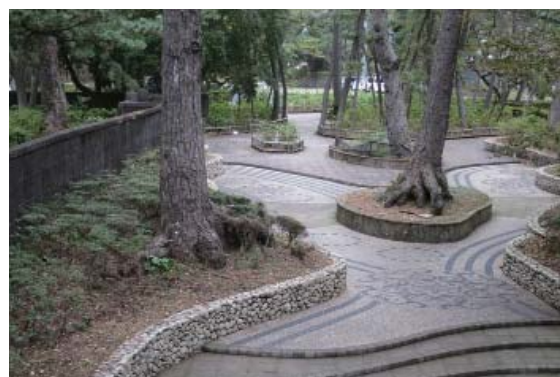
●本質的価値と関連する要素以外の要素

【そ の 他】

- ・遊歩道 平成7年度に公園整備のために設置された。海岸とエントランスエリアを繋ぐ通路として利用されている。松は根を切断され、周囲をモルタル石張りで囲まれている。また、花壇の設置もある。



[写真 4-53] 防潮堤遊歩道



[写真 4-54] 遊歩道

A、B、C. 全エリア共通

- 本質的価値を構成する要素

【構造物】

- ・井戸 厩舎前及び西附属邸前のものはポンプで常時汲み上げている。



[写真 4-55] 井戸（厩舎前）

- 本質的価値と関連する要素以外の要素

【公園施設】

- ・便所 昭和の後期に建てられたものが多く、老朽化が進んでいる。
- ・作業小屋 苑地内に点在しており、周辺に資機材等が置かれている。
- ・草花畑 松林内や防潮堤沿いでは、花壇や広い範囲で草花畑が造られている。
- ・案内板、掲示板 多くが日本語表記のみである。



[写真 4-56] 便所



[写真 4-57] 作業小屋



[写真 4-58] 資材置場



[写真 4-59] 草花畑



[写真 4-60] 苑路沿いへの資材の仮置き



[写真 4-61] 案内板

(2) 課題

【建造物・構造物・その他】

●経年劣化

御用邸時代の建造物・構造物は、建築後かなりの時間が経過しているが、昭和45年以降に改修が行われているものとそうでないものがある。改修が行われていても、西附属邸は展示施設、東附属邸は貸会議室として活用されているため、多くの公園利用者が訪れており、内装や外観の一部にも劣化が確認できる。改修が行われていないものは特に劣化が著しい。

●マツの保護

海浜エリアの遊歩道のクロマツは根が切断されており、成長が妨げられている。

【公園施設・その他】

●景観との調和

公園施設のうち、変電室やポンプ室など公園利用者が立ち入らない建造物は、意匠や色調が景観に配慮したものになっていない。また、草花畑は冬季に雑然として見える。さらに、作業小屋の周辺に置かれた資機材は整理整頓をする必要がある。

第4項 維持管理

旧沼津御用邸苑地の本質的価値について、維持管理の現状と課題を整理する。

(1) 現状

沼津御用邸記念公園は、都市公園として沼津市都市計画部緑地公園課が所管し、平成18年度から指定管理者制度を導入しているため、指定管理者が管理・運営を行っている。また、いくつかのボランティア団体からも協力を得ている。主に苑地と建造物の維持管理における沼津市の各課、指定管理者、ボランティア団体の役割を〔表4-4〕管理区分に示す。

〔表4-4〕管理区分

実施者		内容	
沼津市	緑地公園課	枯死木の除去	枯死木は、その樹木の高さや太さに応じて、高所作業車やクレーンなどを用いて除去を行っている。 ・平成29年度実績 5回
	農林農地課	樹幹注入	年1回(2月頃)、胸高直径50cm以上のものを対象として実施している。薬剤注入の可否、薬剤量などを記録し、施工した松の位置図(図4-11)を作成している。 ・平成29年度実績 104本、1,173本
		薬剤散布	年2回(5月～6月頃)、地上散布方式で実施している。 ・平成30年度実績 5月8日及び6月5日 午前3時30分～午前11時まで
	資産活用課	建物の定期検査	東西附属邸について、建築基準法に基づき3年に1回建築物、1年に1回建築設備・防火設備の点検を実施している。
指定管理者		日常管理・清掃	松葉の除去などを主とした苑内の清掃業務を実施している。
		巡視	枯死木や危険木を発見した際には、緑地公園課へ報告し、その対処法について指示を仰いでいる。台風や強風などの後には、苑内の巡視を強化するなど、臨機応変な対応をしている。
		建物の点検	チェックリストに基づき、防犯チェックと同時に実施している。
	外部委託	小破修繕、イベントの設営・撤去	可能な限り直営で実施している。仮設物の設営は必要最小限に留め、イベント終了後は速やかに撤去し、現状維持に努めている。
		樹木剪定、芝生管理、薬剤散布、清掃等	樹木剪定：年2回、芝生管理：年5回、消毒(西附属邸梅園)：年1回、施肥(東附属邸庭園他)：年1回 清掃 トイレ：毎日、苑地：週2回、床：月1回、ガラス：年6回、流れ：年6回、屋根：年4回
		ボランティア	清掃：月1回(ようき会、島郷老人会、明社協)、年1回(シルバー人材センター) 植栽の手入れ：月1回(シルバー人材センター)



〔写真4-62〕ボランティアによる清掃



〔写真4-63〕ボランティアによる清掃

(2) 課題

沼津御用邸記念公園は、管理・運営を行う対象によって、実施者と実施業務が異なる。名勝としての価値を維持するための管理体制や管理方法が確立されていない。

第5項 保存における課題の総括

前項までに整理した旧沼津御用邸苑地の現状と課題から、特に旧沼津御用邸苑地の本質的価値である①松林、②眺望景観、③御用邸時代の建造物・構造物等について、明らかになった保存における課題を以下のとおり整理する。

また、指定地では、隣接する牛臥海岸で高潮対策事業が実施されており、①松林と②眺望景観に共通する課題であることから、最後にまとめて整理する。

①松林

地区によって、クロマツの林床や樹冠の状態、密度など生育状況が異なっている。また、クロマツは常に成長しており、今回設置したコドラートの状況も日々変化していくことが予想される。多様な状況を呈している松林に応じた適切な維持管理が求められる。

②眺望景観

苑路から望む多くの眺望景観は松林越しのものとなっているため、より良質な眺望景観を確保するためには松林の維持管理を行う必要がある。

③御用邸時代の建造物・構造物等

御用邸時代の建造物・構造物等は、建築後かなりの時間が経過しているが、昭和45年以降に改修が行われているものとそうでないものがある。改修が行われていても、東西附属邸は貸会議室等に活用されているため、外観や内装の一部に劣化が確認できる。特に、改修が行われていないものは劣化が著しい。

●牛臥海岸高潮事業の影響

旧沼津御用邸苑地が隣接する牛臥海岸約1.3km区間（牛臥山公園から学習院遊泳場まで）では、高潮対策事業が実施されている。旧沼津御用邸苑地に隣接する区間は、平成31年度に工事へ着手する予定があり、防潮堤は最大約1.9mの嵩上げされる計画である。

①松林への影響

防潮堤の高さが増すことにより設置幅が拡大することから、防潮堤法面が苑地内に広がるため、海浜エリアの一部のマツが工事の計画範囲に含まれてしまう。

②眺望景観への影響

主に西附属邸エリアと海浜エリアから海岸側を望む眺望景観は大きく変化する。また、苑地と防潮堤遊歩道の境界には、上部に有刺鉄線が取り付けられたフェンスが設置されており、景観に支障をきたしている。

第3節 活用における現状と課題

沼津御用邸記念公園は、沼津市の重要な観光施設である。沼津市の主要なイベント会場としても利用されており、指定管理者や島郷自治会のイベントも年間を通じて開催されている。

第1項 施設の基本情報

【利用時間】

区分		時間
有料区域		午前9時から午後4時30分まで
有料施設	東附属邸	午前9時から午後9時まで
	西附属邸	午前9時から午後4時30分まで
	駐車場	午前9時から午後4時30分まで (東附属邸を使用している場合は、午前9時から午後9時までとする。)

【利用料金】

入園料・観覧料

()は団体料金

区分	金額	
	入園料	観覧料
大人	100 (50) 円	300 (200) 円
小・中学生	50 (30) 円	150 (100) 円

※団体は人数の合計が30人以上。

※東附属邸の利用料金は附録参照。

駐車場

区分	駐車時間等	金額
バス・マイクロバス	1回	1,020円
上記以外の自動車	2時間まで	300円
	2時間を超えて4時間まで	1時間までごとにつき 150円
	4時間を超える場合	1,020円

【休日】 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

※ただし、市長が必要と認めたときは変更または臨時に休日とすることができる。

【共通入場券】 沼津港エリア沼津市施設共通入場券 500円

対象施設：沼津御用邸記念公園、若山牧水記念館、芹沢光治良記念館、大型展望水門「びゅうお」

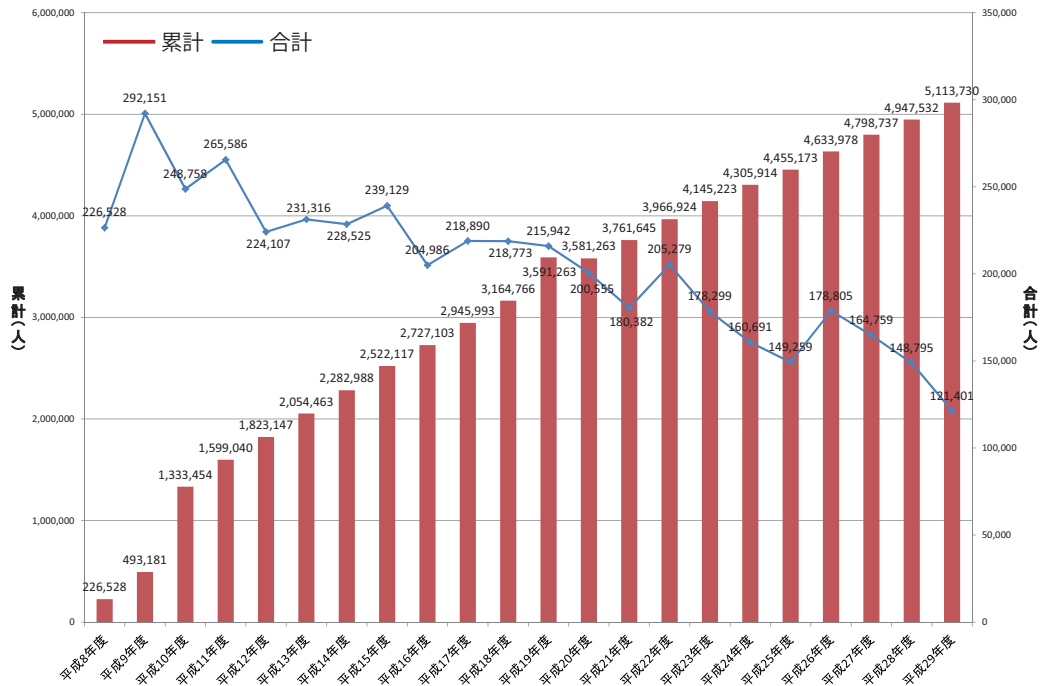
【交通案内】

乗り場	会社	路線（行先）	乗降車停留所	所要時間
7番線	伊豆箱根バス	多比行または長岡行	沼津駅～御用邸	約20分
		※御用邸記念公園行	沼津駅～御用邸記念公園	約20分
8番線	東海バスオレンジシャトル	木負農協行または江梨行	沼津駅～御用邸	約20分

※土日祝に限る。9:55発の1日1本のみ。

第2項 現状

【利用者数】 西附属邸の改修工事に着手した翌年の平成6年度から統計を始め、平成8年度には、年間利用者数が299,364人を記録しピークを迎えた。



〔図 4-11〕 利用者数

【年間行事】 [表 4-5] のとおり、苑地では様々なイベントが開催されている。1月に東附属邸で開催されている歌会は宮中行事である歌会始を倣ったものである。



〔写真 4-64〕 GW イベント



〔写真 4-65〕 GW イベント



〔写真 4-66〕 観梅茶席



〔写真 4-67〕 観梅茶席

[表 4-5] 年間行事

月	行 事 (平成 29 年度実績)				主な開催場所
	指定管理者自主事業	沼津市主催	地域住民	行 事 内 容	
4月	写真展			沼津ゆかりの皇室写真展	西附属邸
	鯉のぼり掲揚 (～5月7日)			御用邸所蔵の鯉のぼりの掲揚	芝生広場
	端午の節句飾り (～5月6日)			鎧兜と端午のつるし飾りの展示	西附属邸
5月	GW イベント (4月29日～5月6日)			・書道パフォーマンス ・和太鼓演奏 ・合唱 他	主馬前広場、 海岸、 沼津垣広場
			とんび凧揚げ (GW)	島郷とんび凧の会によるとんび凧揚げ	海岸
	あじさいまつり			あじさいのショーアップ	苑地内各所
	ほたるを愛でる夕べ			ホテルの観賞 (食事付)	東附属邸
7月		沼津大茶会		茶道7流派による野点	東附属邸
	七夕飾り (～7月14日)			七夕飾り、七夕つるし飾りの展示	西附属邸
8月	ひまわりまつり			ひまわりのショーアップ	西附属邸
9月	御用邸探検と歴史講座	共催：歴史民俗資料館		歴史民俗資料館との共同企画	旧本邸
10月		来園者500万人達成 記念セレモニー			西附属邸
	栗名月の宴			仕舞の鑑賞 (食事付)	東附属邸
11月	トールペイント展			トールペイントを展示	旧本邸
		松籟の宴			西附属邸
		菊花展			旧本邸
12月	写真展			沼津ゆかりの皇室写真展	西附属邸
	写真展			今上天皇の御誕生日をお祝いする写真展	西附属邸
1月	皇室のお正月料理写真展			皇室の伝統的なお正月料理を紹介する写真展	西附属邸
	新春餅つき大会と甘酒の提供			1/1 餅つき大会、1/1～1/3 甘酒の提供	西附属邸
			三世代交流会	島郷自治会の三世代交流イベント	主馬前広場
	第18回 歌会			入選者の短歌の発表と表彰	東附属邸
2月	観梅茶席			茶席を設置	西附属邸
	桃の節句とひな飾り			雛飾りとつるし飾り雛の展示	西附属邸
3月	写真展			沼津ゆかりの皇室写真展	西附属邸

【情報発信】 沼津市のホームページに施設案内を掲載している。一方、指定管理者もホームページを開設しており、イベントや花暦など公園利用者へ向けた情報を発信している。また、パンフレットの作成や Facebook を利用している。

【案内・解説】 苑地内は、自由散策のため、案内や解説は主にサインを用いている。土日祝日に限り沼津市観光協会のボランティアのガイドを受けることが可能である。

【バリアフリー対応】 西附属邸エリアの管理事務所に多目的トイレが設置されている。

第3項 課題

前項までに整理した旧沼津御用邸苑地の活用における現状から明らかになった課題を以下のとおり整理する。

●文化財としての価値

沼津御用邸記念公園が名勝「旧沼津御用邸苑地」として文化財に指定されていることへの認識を高める必要がある。

●年間行事

皇室写真展など旧沼津御用邸苑地と関係する展示を行っている一方で、関係のない行事も行われており、名勝としてふさわしい活用方法の検討が不十分である。

●周辺施設

文化財関連施設や共通入場券対象施設との連携が取れていない。